様式第七号の二（第十条の二関係）

許可番号　第０４３０５０００６６２号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　　所　　福岡県北九州市門司区新門司三丁目３８番２号

氏　　名　　株式会社イマナガ
代表取締役　今永　良二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事印

熊本県知事　蒲島　郁夫

許可の年月日　　平成　30　年　11　月　28　日
（　2018　年　）

許可の有効年月日　　令和　3　年　11　月　10　日
（　2021　年　）

1．事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類	（積替え及び保管行為を含まない）		
	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
紙くず	○	－	－
木くず	○	－	－
繊維くず	○	－	－
動植物性残さ	－	－	－
ゴムくず	○	－	－
金属くず	○	○	－
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	－
鉱さい	－	－	○
がれき類	○	－	－
ばいじん	○	－	○
燃え殻	○	－	○
汚泥	○	○	○
廃油	－	○	－
廃酸	－	○	○
廃アルカリ	－	○	○
廃プラスチック類	○	○	－

上記のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の欄に「○」印があるものについては取扱いを含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白

2．　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ　　「無」

3．許可の条件
（　1　）熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
（　2　）熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

複写厳禁

4．許可の更新又は変更の状況
（　1　）平成９年（１９９７年）１１月１１日付けで新規許可
（　2　）平成１０年（１９９８年）３月９日付けの変更届出により名称変更（旧名称：イマナガ産業有限会社）

（裏面に続く）

（裏面）

（　３　）平成１０年（１９９８年）１２月８日付けの変更届出により住所変更（旧住所：福岡県北九州市門司区新門司三丁目４５番地）

（　４　）平成１４年（２００２年）１０月２４日付けで更新許可

（　５　）平成１６年（２００４年）１月２２日付けで事業範囲の変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類として「紙くず」「木くず」「繊維くず」「動植物性残さ」「がれき類」及び「ばいじん」を追加。）

（　６　）平成１９年（２００７年）１０月９日付けで更新許可

（　７　）平成２４年（２０１２年）８月１５日付けで優良基準適合確認

（　８　）平成２６年（２０１４年）９月３０日付けで更新許可及び優良基準適合認定

（　９　）平成２９年（２０１７年）１１月６日付けの変更届出により「水銀含有ばいじん等」及び「水銀使用製品産業廃棄物」に関する表記変更

（　10　）平成３０年（２０１８年）１１月２８日付けで事業範囲の変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類として「ゴムくず」を追加し、「ゴムくず」「金属くず」「ばいじん」「燃え殻」及び「汚泥」に「石綿含有産業廃棄物」を追加。）

（　11　）令和２年（２０２０年）５月２５日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：今永　進二）

複写厳禁

５．積替え許可の有無　　「無」

６．規則第９条の２第６項の規定による許可証の提出の有無　　「無」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。